

国立市外国語指導助手派遣事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

国立市外国語指導助手派遣業務

(2) 業務の目的

国立市では、英語の話力に優れた人材を学校に配置し、小学校の外国語活動や小・中学校外国語（英語）の授業の充実を図るとともに、国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手を配置している。

外国語活動及び英語教育の更なる充実を図り、学校教育への理解や指導力のある人材を安定的に学校へ派遣するため、令和7年度から外国語指導助手派遣事業を実施する。

なお、本契約の業者選定については、金額による競争ではなく、様々な事業者から広く提案を受け、派遣人材の能力や研修体制等を総合的に評価する、公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 業務内容

令和7年度 外国語指導助手派遣業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日

(5) 上限額

59,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

年間19,800,000円（令和7年度～令和9年度）

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格要件

次の要件を満たす法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であって既存のものであること。なお、要件の基準日は書類提出日とする。ただし、書類提出後であっても備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。なお、複数の企業による共同参加は認めない。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、国立市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年号外政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (3) 法人等およびその役員が、国立市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 42 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員およびそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (4) 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 7 年 9 月国立市訓令（甲）第 37 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 80 号）に基づく派遣事業許可を受けている者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）もしくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく申し立てをしておらず、同法の適用を受けていないこと。
- (7) 令和 5 年度までに小・中学校における外国語指導助手派遣の業務実績を有すること。
- (8) 競争入札参加資格審査申請等、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

4 プロポーザルのスケジュール

		日程
1	参加申込書受付	令和 6 年 10 月 4 日（金）～令和 6 年 10 月 28 日（月） 午後 5 時必着
2	参加資格審査の結果通知	令和 6 年 10 月 31 日（木）
3	質疑受付	令和 6 年 11 月 1 日（金）～令和 6 年 11 月 7 日（木） 午後 5 時必着
4	質疑に対する回答	令和 6 年 11 月 13 日（水）
5	企画提案書の提出	令和 6 年 11 月 25 日（月）午後 5 時必着
6	一次審査の結果通知	令和 6 年 12 月 6 日（金）
7	二次審査の実施	令和 6 年 12 月 20 日（金）

8	審査結果の通知	令和7年1月15日（水）
---	---------	--------------

5 参加申込について

（1）提出書類

- ① 参加申込書（第1号様式）
- ② 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）（印鑑証明書の写しを含む）
- ③ 労働者派遣事業の許可証の写し
- ④ 業務実績確認書（任意様式）
 - ・公募開始日時点の内容を記入する。
 - ・複数の実績がある場合には、5件まで提出できるものとする（本業務と同規模以上の契約の実績で過去3年以内であることが望ましい。）。
 - ・業務実績に記入した業務について、契約書（鑑）の写しを添付すること。

（2）提出期限

令和6年10月28日（月）午後5時必着

（3）提出方法

直接持参または郵送のいずれかの方法で提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までの時間とする。なお、郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わないため、郵送の場合は書留等、確実な方法で提出すること。なお、不足・不備があった場合は受理しない。

（4）提出先

国立市教育委員会教育指導支援課指導支援係
 住所：186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1
 電話：042-576-2111（内線 335・338）

（5）参加資格要件の確認結果

参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込事業者全員に対して、参加資格結果通知書（第2号様式）により、メールにて通知する。

6 質疑応答

本件に関する質問及び回答は次のとおりとする。

（1）受付期間

令和6年11月1日（金）午前9時から令和6年11月7日（木）午後5時まで

(2) 提出先

国立市教育委員会教育指導支援課指導支援係

Mail:sec_kyosien@city.kunitachi.lg.jp

メールの件名は【国立市プロポーザル質問書（会社名）】とすること。また、任意様式により電子メールで提出する。なお、送信後に必ず電話連絡をし、受信確認をすること。

(3) 回答方法

受け付けた質問及び質問に対する回答は、令和6年11月13日（水）中に、質問事項をすべて取りまとめて国立市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、次のとおり必要書類を提出すること。原則として企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類及び必要部数

①企画提案書 正本1部 副本6部の計7部（様式は任意）

紙媒体で両面印刷で30ページ以内（表紙・目次等を除く。）で作成し、サイズはA4版左綴じとすること。また、副本においては、事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴ等）を記載しないこと。

また、次の事項を記載すること。

(ア) 会社の概要・実績

会社の経営方針、業務内容、実績等

(イ) 採用及び研修体制

採用体制、採用基準、研修体制等

(ウ) 管理サポート体制

サービス管理体制、労務管理体制、派遣元・教育委員会との連絡体制等

(エ) 危機管理体制

外国語指導助手の欠勤や事故等、トラブル等への対応の体制等

(オ) 業務計画・指導内容等

授業プランや独自の提案等

(カ) 見積書

様式は任意。総額及び内訳がわかるもの。令和7年から令和10年までの各年度の内訳を記載すること。宛名は国立市長とし、消費税及び地方消費税を含む金額とすること。

(2) 提出期限

令和6年11月25日(月)午後5時必着

(3) 提出方法

直接持参または郵送のいずれかの方法で提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時までの時間とする。なお、郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わないため、郵送の場合は書留等、確実な方法で提出すること。なお、不足・不備があった場合は受理しない。

(4) 提出先

国立市教育委員会教育指導支援課指導支援係

住所：186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

電話：042-576-2111 (内線 335・338)

8 審査について

評価基準及び配点は別表「国立市外国語指導助手派遣事業者選定審査基準」による。

(1) 第一次審査(書類審査)

提出された企画提案書を審査基準に基づいて審査し、上位3者について第二次審査を行う。第一次審査の結果は、令和6年12月6日(金)までにプロポーザル一次審査結果通知書(第3号様式)にて電子メールで通知する。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリングによる審査)

第一次審査により選考された者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査基準に基づいて審査する。なお、第二次審査は非公開とする。

(ア) 日程等

令和6年12月20日(金)

詳細な時間及び場所は別途通知する。

(イ) 提案時間

提案時間は30分(提案20分、質疑応答10分程度)とする。

(ウ) 出席者

1事業者3名以内

(エ) その他

プレゼンテーションにおいても事業者名を特定できるような表現はしないこと。

プレゼンテーションの様式は自由とするが、資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、資料の追加配布は認めない。提案書の記載内容の範囲内であれば、プロジェクターを使用して説明することが可能。なお、プロジェクター及びスクリーン

は国立市で貸出可能だが、その他のパソコン等の機器は提案者において準備すること。互換性の有無等によってうまく表示できないことがあるため、必要な機材等はある場合は事業者で準備すること。また、Wi-Fi 環境はないものとして準備すること。

(3) 審査方法

別表「国立市外国語指導助手派遣業務選定審査基準」に基づき、国立市外国語指導助手派遣事業プロポーザル審査委員会による審査を行い、評価総合計が最も高い者を優先交渉者として選定する。併せて次点者も選定する。ただし、一次審査と二次審査の評価総合計が同点の者がいた場合、提示された見積金額が一番低い者を優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果の通知および公表

審査結果は令和7年1月15日（水）までにプロポーザル二次審査結果通知書（第4号様式）により全ての第二次審査参加事業者に電子メールにて通知する。また、審査結果に関する次に掲げる事項について、速やかに市ホームページにおいて公表するものとする。

(ア) 候補者名

(イ) 参加者名（申込順）

(ウ) 各参加者の評価点及び合計点（候補者以外の参加者の標記はA、B等を用い、参加者が特定できないように配慮し、応募が2者の場合は評価点及び合計点は公表しないものとする）。

(エ) 候補者の選定理由

9 異議申し立て

選定経緯及び選定結果については、異議申し立ては出来ない。

10 無効・失格

次の項目に一つでも該当するときは、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 実施要領に定められた内容に違反するとき。
- (3) 企画提案書等の内容に虚偽の記載があるとき。
- (4) 見積金額が上限を超えているとき。

(5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認めるとき。

11 契約

優先交渉権者として選定された事業者と契約の交渉を行う。最終的な契約内容及び金額については、優先交渉権者と国立市の間で提案内容等を確認し、協議の上、最終的な契約内容・金額を確定する。内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法により契約を締結する。なお、協議に必要な資料については、事業者が作成するものとする。また、何らかの理由により、契約の締結ができなかった場合、次点者と契約交渉を行うものとする。

12 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。なお、優先交渉権者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

13 その他

- (1) 企画提案書は原則として日本語を用いることとする。外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈を付記する。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (4) 本プロポーザル実施要領（スケジュール含む）及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- (5) 本プロポーザルに要した費用は、全額事業者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルは、事業候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容において必ずしも提案内容に沿うものではない。

14 問い合わせ先

国立市教育委員会教育指導支援課指導支援係

住所：186-8501 東京都国立市富士見台 2-47-1

電話：042-576-2111（内線 335・338）

Mail:sec_kyosien@city.kunitachi.lg.jp